

## 福岡県既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯、高齢者等が共に安心して暮らすことができる多世代居住と既存住宅の流通を促進するとともに、新しい生活様式を普及するため、住宅の性能又は機能を向上させる改修工事に要する経費に対し、予算の範囲内において福岡県既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 既存住宅 県内に存する住宅（店舗等の用途を兼ねるもので、店舗等の用に供する部分の床面積が建築物全体の延床面積（住宅用車庫及び物置の面積を除く。）の2分の1未満のものを含む。マンション等の共同住宅においては、人の居住の用に供する専有部分（建物の区分所有等に関する法律第2条第3項に規定する専有部分をいう。）をいう。）で、イ又はロのいずれかに該当するものをいう。
  - イ 既に人の居住の用に供した住宅
  - ロ 建設工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅
- (2) 診断済み既存住宅 住宅市場活性化協議会が認定した事業者が行う「住まいの健康診断」を受けた既存住宅をいう。
- (3) リノベーション 様々な居住ニーズに対応した価値の再生のための改修を行うことをいう。
- (4) 性能等向上改修工事 リノベーションのうち、住宅（附属する建築設備を含む。）の性能又は機能を向上させるための質の向上に資する改修工事で、別表1に掲げる子育て対応改修、新しい生活様式対応改修及び高齢化対応改修に該当する改修工事をいう。
- (5) 県内事業者 県内の個人事業者又は県内に本店若しくは支店を有する法人事業者をいう。
- (6) 若年世帯 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）との年齢の合計が80歳以下である世帯をいう。
- (7) 子育て世帯 同居者に18歳未満の者又は妊娠している者がいる世帯をいう。

- (8) 近居 若年世帯又は子育て世帯が、親世帯の居住地と同一の市町村又は15 kmの範囲内に居住することをいう。
- (9) 同居 若年世帯又は子育て世帯が、親世帯と同一の住宅に居住することをいう。
- (10) 耐震性 新耐震基準(昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令第3章及び第5章の4に規定する基準をいう。)に適合し、又は建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準」(平成18年国土交通省告示第185号)に適合していることをいう。

(補助の区分及び補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる補助の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 流通型子育てリノベーション 自ら居住するために、診断済み既存住宅を売買により購入し、補助対象工事を実施する若年世帯又は子育て世帯の世帯主
- (2) 流通型近居・同居リノベーション 近居又は同居を行うために、診断済み既存住宅を売買により購入(若年世帯又は子育て世帯が居住する住宅に限る。)し、補助対象工事を実施する若年世帯、子育て世帯又は親世帯の世帯主
- (3) 持家型同居リノベーション 同居を行うために、親世帯が所有する既存住宅に対し、補助対象工事を実施する若年世帯、子育て世帯又は親世帯の世帯主

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象住宅)

第4条 補助の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県が認める住宅支援策を実施する市町村に存する既存住宅であること。
- (2) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないものであること。
- (3) 性能等向上改修工事完了後に耐震性を有すること。
- (4) 同居を行う場合は、性能等向上改修工事完了後に床面積が100㎡以上で

あること。

- (5) 性能等向上改修工事のうち、子育て対応改修及び新しい生活様式対応改修に該当する工事を実施すること。

(補助対象工事)

第5条 補助の対象とする工事（以下「補助対象工事」という。）は、性能等向上改修工事のうち、子育て対応改修のアからエまでのいずれかに該当する改修及び新しい生活様式対応改修に該当するもの（第3条第1項第2号の補助の区分に該当する工事を行う場合は、高齢化対応改修を含む。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 県内事業者と工事の請負契約を締結して行われるものであること。

(2) 補助対象工事に要する費用が30万円以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる工事は、補助対象工事としない。

(1) 補助金の交付決定の前に着工した工事

(2) 門、塀等の外構工事（性能等向上改修工事に該当するものは除く。）

(3) 他の補助制度による補助金の交付を受ける工事（工事の部分及び費用が明確に切り分けられる場合は、他の補助制度による補助金の交付を受けない部分の工事を除く。）

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 子育て対応改修に要する費用の3分の1の額（千円未満を切り捨てた額。以下同じ。）。ただし、25万円を限度とする。

(2) 新しい生活様式対応改修に要する費用の3分の1の額。ただし、15万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第2号の補助の区分に該当する工事を行う場合は、高齢化対応改修に要する費用（子育て対応改修又は新しい生活様式対応改修と重複する費用を除く。）の3分の1の額を、前項に規定する額に加算することができる。ただし、15万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福岡県既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、別表2に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 申請者は、福岡県既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業補助金交付申請書（様式第1号）を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等

仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する、仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

#### （交付決定）

第8条 知事は、前条による申請を受けたときは、その内容を審査し適当と認められた場合、補助金の交付を決定し、申請者に対して福岡県既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を通知するものとする。

#### （計画の変更）

第9条 前条による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象工事の内容又は交付決定の額に変更が生じる場合は、速やかに福岡県既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に、別表3に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請による変更を適当と認めるときは交付決定を変更し、福岡県既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

#### （完了実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、福岡県既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業補助金完了実績報告書（様式第5号）に、別表4に掲げる書類を添えて、知事に報告しなければならない。

#### （補助金の額の確定）

第11条 知事は、交付決定者から前条の規定による報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、福岡県既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業補助金額確定通知書（様式第6号）により、交付決定者に

通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 知事は、前条の規定により交付すべき額を確定した後、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 知事は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付等を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は関係法令に違反したとき。

2 前項の規定は、第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第14条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告及び調査)

第15条 知事は、補助金の交付等について必要があるときは、交付決定者に対して報告を求め、当該申請にかかる書類及び補助対象物件を調査し、又は必要な事項を指示することができる。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月10日から施行し、平成28年度から平成30年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月23日から施行し、平成28年度から平成30年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の補助金に適用す

る。

附 則

この要綱は、平成31（2019）年4月1日から施行し、平成31（2019）年度から平成33（2020）年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度から令和3年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行し、令和3年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月22日から施行し、令和5年度までの補助金に適用する。

別表1 性能等向上改修工事（第2条関係）

（1）子育て対応改修

ア 居住性向上改修

工事種別	具体的工事内容
広さ・間取りの変更	広さ又は間取りの変更に伴う間仕切り壁の撤去等
増築	子ども部屋等の増築
収納スペースの設置	収納スペース（工事を伴うものに限る）の設置
三点給湯への対応	キッチン、浴室、洗面所での給湯を可能にするもの
駐車場の設置	新設、増設、改修
屋外スロープの設置	新設等
手すりの設置	バルコニー、窓又は階段等に転落防止のための手すりを設置
バリアフリーへの対応	（3）高齢化対応改修に係る工事

イ 長寿命化改修

工事種別	具体的工事内容
耐久性向上改修	屋根、外壁、設備配管等の耐久性を従来より向上させるもの
防水性向上改修	屋根、外壁、浴室等の防水性を従来より向上させるもの

ウ 省エネルギー改修

工事種別	具体的工事内容
断熱改修	窓、外壁、屋根・天井、床の断熱性能を従来より向上させるもの
遮熱改修	窓、屋根、外壁の遮熱性能を従来より向上させるもの
省エネルギー等設備機器の設置	省エネルギー等設備機器（太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽等）の設置

エ 防犯性向上改修

工事種別	具体的工事内容
窓の改良	C P登録（防犯性の高い建物部品）のガラスの設置、四方枠付き面格子の設置、補助鍵の設置、窓ガラス全面への防犯フィルムの貼付

玄関・勝手口の改良	C P登録（防犯性の高い建物部品）のドアの設置、玄関・勝手口を照らす照明の設置
住宅まわりの改良	門扉の設置、防犯カメラの設置、センサーライトの設置、録画機能付きテレビドアホンの設置、玉砂利の敷き詰め等

## (2) 新しい生活様式対応改修

工事種別	具体的工事内容
住宅内にウイルスを持ち込まないための改修	玄関付近への手洗い場の設置、固定式の宅配ボックスの設置、モニター付きインターホンの設置等
住宅内の感染拡大を防止する改修	自動水栓の設置、網戸の設置、換気扇の設置、換気機能付きエアコンの設置、玄関ドアの換気対策（通風式ドアへの取換え、玄関網戸の設置等）、抗菌・抗ウイルス素材への取り替え（手すり、壁材、床材）、自動開閉式便座への交換、トイレの増設（2箇所目）、シャワールームユニット設置、通風式シャッターの設置等
リモートワークやオンライン授業に対応する改修	ワーキングスペース確保のための間仕切り設置、ワーキングスペースの増築、防音対策、情報コンセント（LAN）の設置等

## (3) 高齢化対応改修

工事種別	具体的工事内容
手すりの設置	浴室、脱衣室、トイレ、玄関、廊下、階段等における手すりの設置
段差の解消	浴室、脱衣所、トイレ、玄関、廊下、階段等における段差の解消
廊下等の幅の拡幅	廊下、出入口の幅の拡幅
階段勾配の緩和	従来より階段勾配を緩和させるもの
浴室の改良	浴室の床面積の増加、従来よりまたぎの低い浴槽への変更等
トイレの改良	トイレの床面積の増加、和式から洋式への便器の変更等
出入口の戸の改良	開戸から引戸・折戸への変更、ドアノブからレバーハンドル等への変更等
床材料の改良	浴室、脱衣室、トイレ、玄関、廊下、階段等における滑りにくい床材への変更

別表2 交付申請添付書類一覧（第7条関係）

添付書類	留意事項
申請書類確認表【様式A-1】	
補助内容チェックシート【様式B】 （その1）（その2）	
工事見積書、工事請負契約書又は 請書（内訳明細が付いたもの）の 写し	補助対象工事を含めた工事にかかる全体 の費用及び補助対象工事とその他の工事 にかかる費用がわかるもの
付近見取図	第3条第1項第2号のうち、近居を行う場 合は、親世帯の居住地も確認できるもの
現況写真	診断済み既存住宅の全景及び補助対象工 事を行う部位毎の工事着手前の現況写真
設計図面	補助対象工事を行う部分とその内容がわ かるように示した配置図、平面図、立面図 等
建物登記簿謄本等の写し	補助対象工事を行う建物の所有者が確認 できるもの
建物診断結果の確認書【様式C】 （第3条第1項第1号又は第2号 に限る。）	補助対象工事を行う建物の所有者による 署名又は記名押印したもの
建物診断を受診したことを証する 書類の写し （第3条第1項第1号又は第2号 に限る。）	「住まいの健康診断」報告書のうち資料2 （調査物件全景・概要）及び資料3（調査 結果表）
工事前後の使用材料・設備機器等 の性能・機能を比較した表 （注）補助対象工事として、別表 1（1）のイ、ウ若しくはエ又は （2）を申請する場合に限る。	使用材料や設備機器等の工事前後の性能・ 機能を比較し、工事後に性能・機能が向上 することを示す資料
住民票の写し	若年世帯、子育て世帯全員の住民票の写し （第3条第1項第2号又は第3号は、親世 帯の住民票の写しを含む。）
戸籍謄本等の写し （第3条第1項第2号又は第3号 に限る。）	近居又は同居（予定）者との関係が確認で きるもの
債権者登録申出書	
通帳の写し	債権者登録申出書に記載された金融機関 名、口座名義人、支店名、口座番号が確認 できるもの
その他知事が必要と認める書類	

別表3 変更交付申請添付書類一覧（第9条関係）

添付書類	留意事項
変更申請書類確認表【様式A-2】	
補助内容チェックシート【様式B】（その1）（その2）	
工事見積書、工事請負契約書又は請書（内訳明細が付いたもの）の写し	変更後の補助対象工事を含めた工事にかかる全体の費用及び補助対象工事とその他の工事にかかる費用がわかるもの
現況写真	補助対象工事を行う部位毎の工事着手前の現況写真（変更に係わる部位に限る。）
設計図面	変更後の補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した配置図、平面図、立面図等
<p>工事前後の使用材料・設備機器等の性能・機能を比較した表</p> <p>（注）補助対象工事として、別表1（1）のイ、ウ若しくはエ又は（2）を申請する場合に限る。</p>	使用材料や設備機器等の工事前後の性能・機能を比較し、工事後に性能・機能が向上することを示す資料（変更に係わる部位に限る。）
その他知事が必要と認める書類	

別表4 完了実績報告添付書類一覧（第10条関係）

添付書類	留意事項
実績報告書類確認表【様式A-3】	
工事請負契約書又は請書の写し	
工事に要した費用に係る領収書の写し	
工事証明書【様式D】	工事を請け負った県内事業者が、工事を行った証明をするもの
補助内容チェックシート【様式B】（その1）（その2）	
工事写真	補助対象工事を行う部分毎の工事完了時（工事完了後に隠蔽される部分は工事中）の写真
設計図面	補助対象工事を行った部分とその内容がわかるように示した配置図、平面図、立面図等
工事前後の使用材料・設備機器等の性能・機能を比較した表及び使用材料・設備機器等の性能・機能を証明する資料 （注）補助対象工事として、別表1（1）のイ、ウ若しくはエ又は（2）を実施した場合に限る。	使用材料や設備機器等が別表1に掲げる性能・機能を備えることを証明する資料（メーカー、製品名、記号・型番等が確認できるもの）
その他知事が必要と認める書類	